

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の  
改定案に対する意見及びその考え方

意見募集期間: 令和7年2月6日(木)～同年3月7日(金)  
案件番号: 145210441

意見提出者一覧

意見提出者 5件(法人:4件、個人:1件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。  
※意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	KDDI株式会社
4	ソフトバンク株式会社
5	個人A

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● データ伝送交換機能の接続料の算定に当たり、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うことに賛同。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 設備の態様や、利用者から見たサービスの連続性等を踏まえると、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体算定とすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>○ データ接続料はMVNOのコストの大半を占め、接続料水準が大幅に上昇等するといった場合は、MVNOの経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体の接続料として算定する場合と4G・5G（NSA方式）のみを接続料として算定する場合の影響について（第89回）接続料の算定等に関する研究会にて、検証頂いたことについて、感謝申し上げます。</p> <p>○ 検証の結果、特段の問題等が生じない見込みであることを確認頂き、また、2026年度接続料においては、4G・5G（NSA方式）のみ接続料と比べて5G（SA方式）を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることを確認頂いたことから、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うことについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定電気通信設備設置事業者」といいます。）においては、「接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて」（令和6年11月14日総基料第191号）のとおり、令和6年度以降を基礎事業年度とする予測接続料及び令和8年度以降を基礎事業年度とする精算接続料の算定に当たっては、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2</p> <p>● 接続料の算定における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しに賛同。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 本改定は、接続料の算定等に関する研究会におけるモバイル接続料費用配賦見直し及びその検証結果を踏まえ、必要な規定整備であると理解しております。</p> <p>○ 本取り組みは、接続料算定の適正性向上に資するものと認識しており、賛同するとともに取り組みに感謝申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3</p> <p>● 音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方の見直しについては、接続料の適正性の向上に資するものと認識しており、共通的な配賦基準が示され</p>	<p>考え方3</p>	

<p>たことについて賛同。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5G（SA方式）時代においてMVNOがMNOと同等の競争力を持つために、接続料の算定に当たっては、恣意的な費用計上・配賦や需要の算定がなされないよう適切かつ共通的な考え方をを用いることが、適正性確保の観点から重要であると考えます。</li> <li>○ 今般の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦の考え方を見直しについては、MNO各社の算定方法の共通化に繋がり、接続料の適正性の向上に資するものと認識しております。</li> <li>○ この点、固定資産価額比の算出及び営業費用の配賦にあたって、共通的な配賦基準が示されたことについて賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	<p>無</p>
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 接続料の算定における音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、トラヒック比以外の配賦基準を採用するかどうかを含め適正な配賦基準等の検討を早期に行っていくことが必要と考える。</li> </ul>	<p>考え方4</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ（第4回・第5回）」における検証の結果、令和5年度の接続会計において、「空中線設備全体に占める『鉄塔、鉄柱等』と『アンテナ等』の割合については、3社で相当の格差が存在」していることが確認されており、「空中線設備について、各社の『鉄塔、鉄柱等』と『アンテナ等』の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当。」という考え方が示されています。</li> <li>○ 空中線設備の固定資産配賦を含めた配賦見直しの影響として、令和5年度の接続会計において、営業費用の「音声伝送役務」と「データ伝送役務」の構成比についても二種指定事業者間で相当の格差が生じる結果となっております。</li> <li>○ これは、原則としてのトラヒック比以外の配賦基準が採用された空中線設備を含めた特定の区分の電気通信設備の固定資産額価額の多寡やトラヒック比とトラヒック比以外の配賦基準との間の配賦比率の差によって生じているものであり、令和7年度以降の音声接続料については、激変緩和措置の適用がなくなることから、二種指定事業者間の接続料水準の格差が拡大してしまうことが想定されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空中線設備について、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、令和6年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討することが適当と考えます。</li> </ul>	<p>無</p>

<p>○ そのため、上述の考え方を踏まえて、引き続き、原則としてのトラヒック比以外の配賦基準を採用するかどうかを含めて適正な配賦基準等の検討を早期に行っていくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見5</p> <p>● 脚注50に係る見直しの実施時期等については、総務省と引き続き調整したい。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 当社会計上、現時点では今回の見直しで求められる水準の詳細な費用管理を行っておらず、改めて費用の精査等を詳細に行う必要があることから、実施時期等については総務省殿と引き続き調整したく考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 接続料の算定の精緻化や適正化の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点より、見直しについては、速やかに適用することが望ましいと考えられることから、第二種指定電気通信設備設置事業者においては、可能な限り令和6年度接続会計から今般の改定後のガイドラインに示す考え方に基づき固定資産及び営業費用を整理し、遅くとも令和7年度接続会計までには改定後のガイドラインに基づく対応を完了させることが適当と考えます。</p> <p>なお、第二種指定電気通信設備設置事業者においては、令和6年度接続会計の整理に当たり、改定後のガイドラインに示す考え方に基づき行うことが困難な部分がある場合であっても、最終的に接続料の算定に用いる原価に含まれる費用の内容が、改定後のガイドラインに示す考え方に基づき整理した場合の費用の内容と同程度となるよう、接続会計の整理又は接続料の算定に当たり必要な措置を講ずることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見6</p> <p>● 脚注51及び脚注52に係る見直しについては、MNO各社による会計の整理の統一化を目的に議論された結果によるものと認識しているが、当該見直しにより当社は会計上の管理の一部を根本から精査する必要が生じ、現時点で当該見直しに要する期間等が不透明な状況にある。</p> <p>● 今後、接続会計に関連する見直しの議論を行う際は、各社の会計上の管理の相違、財務会計への影響、会計の継続性への影響及び対応に係る事業</p>	<p>考え方6</p>	

<p>者の負荷等について十分に考慮した上で、慎重に議論いただくことを要望。</p>		
<p>○ 本見直しは、各社の考えが異なることが課題とされ、それを統一化することを目的に議論された結果によるものと認識しています。</p> <p>○ 一方、各社の会計上、個々の費用項目に対する計上基準など、細部では会計上の管理が相違していること、IRで公表している財務会計との整合性及び当該会計の継続性に及ぼす影響があることや見直しによる会計の再整理に相当な負荷が生じることといった観点での議論が十分になされなかったと考えます。結果として、当社は会計上の管理の一部を根本から精査する必要が生じ、現時点で本見直しに要する期間等が不透明な状況にあります。</p> <p>○ つきましては、今後、接続会計に関連する見直しの議論がなされる際は、各社の会計上の管理の相違、財務会計への影響、会計の継続性への影響及び対応にあたっての事業者の負荷等について十分に考慮したうえで、慎重に議論いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見7</p> <p>● 脚注53について、ブランド使用权と、試験研究費のうち特定のサービスへの帰属が不明確なものについては、資産か費用かの違いはあるものの、特定のサービスへの帰属が明確でないという点と、接続料の水準に影響を与えるという点で共通であり、これらに用いられる配賦ドライバは同一とすべきであることから、当該試験研究費の配賦基準については少なくとも2025年度接続会計から固定資産価額比とすることが適当であると考えます。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ 資産であるブランド使用权においては、特定のサービスへの帰属が不明確にもかかわらず、「その有無が接続料原価の大部分を占める施設保全費や減価償却費の配賦に用いる固定資産価額比の算出に影響を与えることは適当ではない」という理由から固定資産価額比で配賦するよう整理されました。</p> <p>○ 一方、費用である試験研究費のうち、特定のサービスへの帰属が不明確なものにおいては、収益額比で配賦することを許容する整理がなされました。</p> <p>○ しかしながら、ブランド使用权と当該試験研究費は、資産か費用かの違いはあるものの、配賦という観点からは「特定のサービスへの帰属が明確</p>	<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」における検討の結果、試験研究費については、必ずしも資産やサービスへの帰属が明確でなく、価値移転的原価計算が馴染まないものについては、負担力主義による費用配賦も許容されると考えられるとされた一方で、試験研究費のうち、特定の資産やサービスへの帰属が明確なものについては、固定資産取得価額比で配賦することが適当とされたところで、今般のガイドラインの改定は、同研究会及び同</p>	<p>無</p>

<p>でない」という点と、「当該費用は接続料の水準に影響を与える」という点で共通であるため、ブランド使用权と当該試験研究費に用いられる配賦ドライバは同一のものとすべきであることから、少なくとも2025年度接続会計から当該試験研究費は固定資産価額比とすることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえて行うものであり、第二種指定電気通信設備設置事業者においては、改定後のガイドラインに示す考え方にに基づき費用配賦を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 8</p> <p>● 電気通信事業報告規則第 2 条第 3 項及び第 4 項に基づく利用者数の報告について、改定案の記載に誤りがあり修正する必要があると考える。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ 「① 料金の支払いを要するものについては、前年度における 1 か月当たりの利用者数の平均が、900 万以上の場合」、「② 料金の支払いを要しないものについては、前年度における 1 か月当たりの利用者数の平均が、450 万以上の場合」に当該利用者数の平均を年度終了後 1 か月以内に MVNO が総務大臣へ報告する旨が追加されておりますが、電気通信事業報告規則第 2 条第 3 項および第 4 項に照らすと閾値が異なっており、修正する必要があると考えます。</p> <p>【修正内容】</p> <p>① : 900 万以上 ⇒ 450 万以上  ② : 450 万以上 ⇒ 900 万以上</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 御意見のとおり電気通信事業報告規則の定めに合わせて、「① 料金の支払いを要するものについては、前年度における 1 か月当たりの利用者数の平均が、900 万以上の場合」と記載していた箇所を「① 料金の支払いを要しないものについては、前年度における 1 か月当たりの利用者数の平均が、900 万以上の場合」と修正し、また、「② 料金の支払いを要しないものについては、前年度における 1 か月当たりの利用者数の平均が、450 万以上の場合」と記載していた箇所を「② 料金の支払いを要するものについては、前年度における 1 か月当たりの利用者数の平均が、450 万以上の場合」と修正します。</p>	<p>有</p>
<p>意見 9</p> <p>● MVNO は、単に安いというだけでなく、国民がよりインターネット利用で得られる便利さを知ってもらう活動をしているか。促す言葉を入れてはどうか。</p> <p>● MVNO は、利用者と密接に関係性を持つと思うので、誠実さを担保して国民から信頼を失うことが無いようにくぎを刺す言葉を入れてはどうか。</p>	<p>考え方 9</p>	
<p>○ ガイドライン策定作業、お疲れ様です。</p> <p>○ MNO と MVNO との関係性に指針をだしていただき、ありがとうございます。</p> <p>○ MVNO は、単に安いというだけでなく、国民がよりインターネット利用で得られる便利さを知ってもらう活動をしているか？促す言葉を入れては</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>いかがでしょうか。</p> <p>★「電話だけでできればいい」という人が多いですが、アプリ1つをスマホに入れるだけで凄く便利になることを知らない人がまだまだ多いと思います。</p> <p>★MVNOは、利用者と密接に関係性を持つと思うので、誠実さを担保して国民から信頼を失うことが無いようにくぎを刺す言葉を入れてはいかがでしょうか？</p> <p>以上、2点になります。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>		
--	--	--

以上